

## 令和 3 年度 第 1 回 地連審査会の開催について

標記審査会を下記の要領にて開催致します。対象の方にお知らせ頂き、受審区分に応じて、多数受審頂きますようお願い致します。なお、コロナウイルス感染拡大の場合は、中止または延期の可能性もございます。予めご了承ください。

### 記

- 受審資格
  - ・全日本弓道連盟の会員であること。
  - ・弐段以上の受審者は、現段位認許日から 5 ヶ月以上経過していること。
  - ・下表の受審区分に従うこと。高校生の参段受審者は、学校長の許可を得ること。
  - ・支部所属の小中学生、高校生も、下表の受審区分に従うこと。
  - ・ビデオ審査を受審の際は、ビデオ審査会の開催要項を参照すること。

受審段級位	高校生	大学生・一般
弐段以下	本要項の対象(参段のみ)	本要項の対象
参・四段		

### 2. 受審の流れ

項目	詳細	期日
① 審査申込み	・所定の用紙に必要事項を記入の上、 <b>審査料を添えて</b> 申し込むこと。 (高校弓道部は指定の用紙にて一括で申し込むこと。) ※ 審査申込書の記入は、送付済の『記入要領・記入例』によること。 【送付先】 <b>野洲市・竜王町・東近江市以北の学校・支部</b> 〒526-0806 長浜市今町 428 中川 靖 TEL 0749-65-7237 E-mail: <a href="mailto:prolnakagawa@yahoo.co.jp">prolnakagawa@yahoo.co.jp</a> <b>上記以外の学校・支部</b> 〒520-0843 大津市北大路 3-6-20 杉本 彰 TEL 077-537-3403 E-mail: <a href="mailto:rc69shin2@yahoo.co.jp">rc69shin2@yahoo.co.jp</a> 【振込先】 郵便貯金普通 加入者名 滋賀県弓道連盟審査部 記号 14630 番号 17507071 <b>ゆうちょダイレクト口座振替(利用手数料月 5 回まで無料)をご利用ください。</b>	締切 4 月 16 日
② 立順の連絡	各支部、学校宛てに立順、受付時間を連絡します。	4 月下旬
③ 審査会実施	【会場】 県立武道館弓道場 (観覧席は閉鎖する。) ※ 受審者が多数の場合は、2 会場で審査を実施(北会場を追加)する。 ・密集、密接を避けるため、指定の時間に受付すること。 ・受付での体温測定で 37.5℃以上の発熱がある場合は受審できません。 ・受付で手の消毒を行い、在場中、手洗い、消毒管理を徹底すること。 ・行射時以外はマスクを着用し、行射中のマスクは各自で管理すること。 ・更衣室での密集、密接を避けるため、弓道衣での来場が好ましい。 ・初～四段は弓道衣で受審すること(四段も弓道衣での受審とする。) ・ <u>開会式、矢渡し、閉会式は実施しない</u> 。行射終了後、直ちに帰宅すること。	5 月 9 日
④ 合格者の連絡	各支部、学校宛てに合格者を連絡する。	5 月中旬
⑤ 登録料の納付	合格者は期日までに登録料を納入すること。未納の場合は不合格とする。	後日連絡
⑥ 認許証の送付	各支部、学校宛てに郵送する。	

### 3. 学科審査 レポート形式

下記の問題に対する解答を**自筆手書き**で事前に作成し、審査当日持参し、受付に提出すること(1 級、段位は、添付の A4 サイズ様式で 1 枚程度)。

#### 【3・2 級の部】別紙添付の問題

【1 級の部】射法八節を列記し、『足踏み』について述べなさい。

【初段の部】・「射法八節」を順に列挙し、「胴造り」を説明しなさい。  
・弓道を始めた動機(きっかけ)について述べなさい。

【弐段の部】・「執弓の姿勢」について説明しなさい。  
・弓道を学んで感じていることを述べなさい。

【参段の部】・「射法・射技の基本」を列挙し、「目づかい」について説明しなさい。  
・あなたが日々の修練で心掛けていることを述べなさい。

- 【四段の部】・「失の処理の三原則」を列記し、「甲矢筈こぼれ」の処理を説明しなさい。  
 ・「射を行う態度」について述べなさい。

#### 4. 審査料・登録料・滋賀県弓道連盟会費

受審段級位	級位	初段	弐段	参段	四段
審査料	¥1,030*	¥2,050	¥3,100	¥4,100	¥5,100
登録料(合格時)	¥1,030	¥3,100	¥4,100	¥5,100	¥6,200
現有段級位	無・級位	1級	初段	弐段	参段
滋賀県弓道連盟 会費	一般	¥4,000 (全日本弓道連盟会費 1,000円を含む)			
	大学生	¥1,250			
	高校生	¥500 (高校弓道部員は¥300)			

※ 級位を受審し、飛び級により初段に合格した場合は、審査料の差額 1,020 円を徴収する。

#### 5. 注意事項

- ・立射で受審する際は、審査申込書の受審者連絡欄にその旨を朱書すること。高校弓道部は取りまとめ時に顧問が承認し、その旨を欄外に朱書すること。
- ・審査申込書に記入漏れ・虚偽記載がないこと。
- ・審査当日、受付すること。
- ・審査会の運営、進行については、係員の指示に従うこと。
- ・弓具、貴重品の紛失・間違いのないよう各自で管理すること。
- ・一旦納付された受審料は、理由の如何を問わず返還しない。合格者は後日、登録料を納入すること。
- ・審査会当日の午前7時時点で、滋賀県内に暴風警報が発令されている場合は、射場審査会を中止とする。
- ・審査申込書記載の個人情報の取扱いについて、審査申込書の提出により下記の承諾を得たものとする。
  - ① 審査名簿ほか関係書類への記載(氏名、住所、所属、年齢・学年・生年月日、段級位・認許年月、特記事項)
  - ② 立順表、月刊『弓道』・ホームページへの掲載(氏名、所属、段級位)

以上